

質 疑 応 答 の 概 要

～ 海老川水門工事に関する説明会（令和8年5月9日開催） ～

【直轄海岸事業全般に関すること】

Q：海岸保全施設はどの程度の嵩上げ高さを行うのでしょうか。また、その根拠は何でしょうか。

A（国）：最大2m程度の嵩上げを行います。

施設の高さについては、千葉県が海岸保全基本計画の見直しに伴い実施した、伊勢湾台風を上回る規模の台風による高潮シミュレーション結果を用いて、工区毎にそれぞれ必要高さを算定して設定しています。

【海老川水門の構造に関すること】

Q：新水門の管理用通路幅は何mになるのでしょうか。

A（国）：3.5m程度になります。

Q：水門の内側に船舶が停泊しており仮設栈橋の高さが気になります。仮設栈橋の高さはどの程度でしょうか。

A（国）：海老川第二水門と同程度の高さなので、海老川第二水門を通過可能な船舶であれば通過可能です。

【海老川水門の工事に関すること】

Q：市道(歩道)の嵩上げ勾配は、ベビーカーや車いすでも通行可能でしょうか。

A（国）：ベビーカーや車いすでも問題なく通行できる勾配になっております。

Q：組立台船から水門築造を行えば、仮設栈橋の設置は不要ではないでしょうか。

A（国）：組立台船は仮設栈橋を築造する程度の能力しかなく、水門そのものを築造する能力はないため、仮設栈橋を築造する必要があります。

Q：車両通行止め時に、国道 14 号から新船橋橋に抜ける道を進入禁止にしていますが、大神宮駅方面から直進し、船溜まり沿いを抜ける道があります。この道を通り抜けた車が通行止め箇所を迂回する場合、歩行者迂回ルート(ファミリータウン商店街)に向かってしまうと思います。歩行者(特に子供)の安全確保についてどのような配慮がなされているのでしょうか。

A（国）：車両通行止めは夜間(22:00～05:00)のみ実施し、車両通行止め時はファミリータウン側の歩道が通行可能なため、歩行者の迂回は発生せず、迂回ルートと重なることはありません。

Q：今回工事箇所は通学路になっており、子供たちも頻繁に利用しますが、クレーン車は風速何mで作業を停止するなどの基準はあるのでしょうか。

A（施工業者）：クレーン作業の停止基準については、10 分間の平均風速が 10m/s 以上の場合としています。

Q：近くで市が行っている新船橋橋工事による交通規制と、水門工事による交通規制が重なること、交通影響が大きくなることが懸念されますが、事前の話し合いは行っているのでしょうか。

A（国）：船橋市等とは事前に情報共有を行っており、交通影響が最小限になるように実施してまいります。

Q：歩道を通行止めにする場合は、終日通行止めなのでしょうか。学校の登校時間だけは通れる等の案はあるのでしょうか。

A（国）：歩道を通行止めにする場合は、どちらかの歩道は通行可能です。

【管理用通路の通行に関すること】

Q：管理用通路は中学生が通学ルートとして利用していますが、仮設栈橋と現状の管理用通路について、風や河川状況による通行止め基準はあるのでしょうか。

A（県）：現時点においては、どちらも具体的な通行止め基準はありません。管理用通路の通行に関しては、船橋市と千葉県で管理するという協定を結んでいるので、通行止め基準については、船橋市と千葉県で検討してまいります。

Q：仮設栈橋が通行止めになった場合、近隣の小中学校等に事前連絡を行っていただけのでしょうか。午前中は通行可能だったが、午後から通行が出来なくなった場合などは、学校等も判断が難しいと思いますので、是非連絡を行っていただきたいと考えております。

A（県）：いただいた意見をもとに、周知方法については、船橋市と千葉県で検討してまいります。